### 入札説明書に関する質問書

八化	説明書に関すん	の貝巾	1音										
No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	6	1	8		(6)					事業スケジュール	所有権移転日は施設引渡日と同日という理解 でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	入札説明書	11	2	1		(2)	6				入札説明書等に関 する第2回質問の 受付	第2回質問は、参加資格審査結果通知(8月 29日予定)前に締め切られることから、応募グループごとではなく、個別企業ごとに質問書を 提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	入札説明書	32		1						別紙2	サービス対価の構 成	サービス対価Bの「⑤その他の費用」、サービス対価Dの「②その他」費用には、SPCにかかる諸経費や統括管理業務費用等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	関する質問への回答No.4をご確認ください。
4	入札説明書	32		1						別紙2	サ <b>ー</b> ビス対価の構 成	重なる令和5年度から令和8年度のSPCにかかる諸経費や統括管理業務費用等には、サービ	融資手数料はサービス対価Bに含めてください。それ以外の令和5年度から令和8年度のSPCにかかる諸経費や統括管理業務費用等をサービス対価B又はD-1のいずれかに含めて提案するかは事業者判断に委ねます。
5	入札説明書	34		2		(1)				別紙2	表 都市構造再編 集中支援事業補助 金の算定方法	補助金対象となる業務費目について、「建設業務に係る費用」とありますが、こちらは建築・土木業務の全てが対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	入札説明書	34		2		(1)				別紙2	サービス対価Aの 算定方法	サービス対価Aには什器備品費は含まれない との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	入札説明書	35		2		(1)				別紙2	表 補助分起債額 の算定方法	補助金対象となる業務費目について、「建設業務に係る費用」とありますが、こちらは建築・土木業務の全てが対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

## 入札説明書に関する質問書

No.	説明書に関す。 書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	(ア)	 資料	項目名	 質問の内容	回答
	入札説明書		+	2		(1)	)			別紙2	表 一般単独事業 債の算定方法	補助金対象となる業務費目について、「建設業務に係る費用」とありますが、こちらは建築・土木業務の全てが対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	入札説明書	38		1		(1)				別紙3	表 サービス対価の 支払い方法	サービス対価A-1~4について支払い条件の記載がありますが、p6記載の事業スケジュールによると1期から3期の間の整備について陸上競技場と新水泳場を除き、その他は施設・改修は事業者提案によるとなっています。事業者が提案した通りの整備内容に基づき年度毎にA1-4の一時金は補助金が満額支払われるという理解でよろしいでしょうか。年度予算枠として事業者提案と別にキャップ設定等行っておりますでしょうか。	建設・改修時期は、各年度の建設費・改修費(総合スポーツセンター改修費を除く)を平準化した上で事業者の提案に委ね、提案の結果を踏まえた契約書等に基づき予算要望を行います。 また、補助金・起債額の変動によりサービス対価Aの金額が変更となる場合の対応については、入札説明書P35をご参照ください。
10	入札説明書	38		1						別紙3	サービス対価の支 払い方法	サービス対価A-1~A-3について、都市構造 再編集中支援事業補助金及び起債金額の交 付時期に関わらず、市の請求書受理後30日 以内に事業者へ支払われるとの理解でよろし いでしょうか。	各年度の内示額及び交付決定後とします。これまでの内示額の決定時期は、支払前年度の3月末頃、交付決定時期は当該年度の7月末頃となっています。
11	入札説明書	38		1						別紙3	サービス対価の支 払い方法	サービス対価C~Fの消費税は、各サービス対価の支払時に当該支払金額に係る消費税をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	入札説明書	39		1		(1)				別紙3	表 サービス対価の支払い方法	サービス対価Fー3(プール部分)の修繕・更新 費の支払いが全期間均等でなく五年毎固定の 変動支払いとしている理由についてご教示くだ さい。	修繕・更新費発生時期が年度によって異なることを想定し、全期間均等ではなく5年毎に区分して支払うことしています。なお、維持管理・運営期間にわたって修繕・更新費を平準化する提案も可とします。

### 入札説明書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
13	入札説明書	41		2		(1)				別紙3	サービス対価A及び Bの改定	直近の物価水準の高騰は著しいものがあり、本年も国土交通省はインフレスライド条項(工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく)の適用を行っております。本事業におきましても、別紙3に記載のサービス対価A及びBの改定のみではなく、本事業期間中において国土交通省から同様の方針が示された場合は、インフレスライドの適用もについても協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業期間中において国土交通省からインフレスライド条項(工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく)の適用を求めたい意向がある場合には方針の示しの有無に関わらず業務着手前に協議を行うことを条件とし、方針が示された場合にインフレスライドの適用可否について協議に応じます。
14	入札説明書	43		2		(3)				別紙3	表 物価変動による 見直し時のサービス 対価D、E、Fの改定 方法	改定方法に「毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料」と記載がありますが、指標値については何月時点の指標にて算出すればよろしいでしょうか。また、速報値・確報値どちらを用いるのでしょうか。	採用する指標値の時点については、契約締結時に協議します。
15	入札説明書										ア疋価恰	ストがかかります。昨年来の資材高騰・品不足 に加え、公共事業の予定価格が厳しい状況の	本市で実施する条件付き一般競争入札については予定価格は事後公表として取り扱っています。入札公告までに至る事業検討の経過についてはホームページに掲載する「周南緑地体育施設等整備に関する調査特別委員会」の資料等をご確認ください。

(令和4年7月26日公表)

### 周南緑地整備管理運営事業

No.	水準書に関する	頁	章	1	1-1	(1)	(1)	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	5	1	4	4-3						災害時の拠点施設としての機能	前回質問回答NO.5で新水泳場付近の災害対策本部機能について「物資の引渡し等」の想定が回答されて	
2	要求水準書	6	1	7								事業スケジュール表中にお示しいただいた、新水泳場の開業準備期間は「令和9年1月から令和9年3月」となっていますが、要求水準書60頁の1-3 業務期間では「新水泳場の供用開始日までとし、業務開始日については事業者にて提案すること。」となっております。	新水泳場の開業準備期間は「令和9年1月から令和 9年3月」とします。
3	要求水準書	8	1	8								現管理者との引継ぎの際、備品台帳上だけでなく、実際に備品有無の突合せを周南市様も立会のもと行う 予定があるかご教示ください。	
4	要求水準書	8	1	10							市のスマートシ ティ実現に向け た取組への協 力	取組の実施にあたり、事業者は協力することとの記載 がありますが、現時点で想定されている事業者が協力 すべき内容についてお示し願います。	現時点で具体的な協力内容の想定はございません が、市の負担で実施するデータ測定用等の機器の設 置やソフト事業などの協議に応じる協力等を想定して います。
5	要求水準書	9	1	12							の実施	"公園施設長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新 (本事業における修繕・更新の範囲を越えるもの)も実施する予定である。" と記載がありますが、こちらに記載のものは本事業の対象ではないため金額に関わらず市が直接執行のうえ、長期修繕計画への記載の必要がないという認識でよろしいでしょうか。	市の実施する「公園施設長寿命化計画に基づく老朽 化施設の更新(本事業における修繕・更新の範囲を 越えるもの)」は市が直接執行しますが、市の実施時 期等の検討のため、事業者にて長期修繕計画におい て修繕時期の提案を行ってください。

No.	水準書に関する	頁	章	1	1-1	(1)	(1)	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
6	要求水準書			14	14- 3							新設・改修を行うスポーツ施設、園地等整備施設に	建築物の新設・改修工事は、建築の基準を満たしてください。外構・屋外工事は建築または土木いずれかの基準を満たすようにしてください。
7	要求水準書	19	2	3	3-1	(1)					新水泳場の構成	更衣室内トイレへの多目的トイレの設置は必須ではないとの理解で宜しいでしょうか。	男女更衣室にトイレは必要ですが、多目的トイレの設置は要求水準書上求めていません。 多目的更衣室も同様ですが、多目的更衣室から利用しやすい位置に多目的トイレを設置してください。
8	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	2				プールエリア	全般表中には、「イ 水温は25℃~28℃程度を目安とする。」と記載があります。一般利用にはお示しいただいた水温では低いですが、「程度を目安とする」という部分はどのくらいの下限・上限となるかお示しいただきたくお願い申し上げます。	競技については、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則に基づきますが、一般利用では28℃±1℃を目安と考えてください。
9	要求水準書	27	2	3	3-2	(6)		ア			外構計画	市道の切り下げについては市と協議の上、側溝も改修 する旨が記載されておりますので、費用については実 施後の精算となる解釈でよろしいでしょうか。	費用については本事業のサービス対価に含めて提案 してください。
10	要求水準書	29	2	3	3- 4-2	(1)						「配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。」とありますが、公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	要求水準書	30	2	3	3- 4-2	(5)					静止型電源設備	「非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること」とありますが、非常照明は電池内蔵型で受変電設備の操作用電源も受変電設備内に設けるものと考えて良いでしょうか。	高天井部分の取替えのしやすさ、運営業務のしやす さを考慮して、提案に委ねます。

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書	30	2	3	3- 4-2	(6)		イ			発電設備	「発電装置の仕様は、事務室、トイレ、給湯室等の利用のために最低限必要な設備が、3日間運転できるものとする」とありますが、その他諸室については災害時の利用想定自体がないものと考えてよろしいでしょうか。	一時的な避難所等の開設で留まる災害については、総合SCでの対応を想定しています。ただし、大規模災害時には、プール槽等は水資源、その他諸室については物資の貯蔵場所としての利用を想定しています。
13	要求水準書	34	2	3	3- 4-4	(8)		ゥ			プール循環ろ過 設備	循環ろ過設備は、プール及び浴槽に分割設置することと記載がありますが、「浴槽」に関する記載は誤植で、削除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。
14	要求水準書	36	2	4	4-1	(2)	2				総合スポーツセ ンター	要求水準書(案)に関する質問書への回答に、「入札公告時に改修対象部位の範囲を示します。(質問No.3)」とありますが、どの資料を参照すれば宜しいでしょうか。	要求水準書36頁、表中の②外壁・軒天、※の記載を参照してください。
15	要求水準書	36	2	4	4-1	(2)	2				総合スポーツで	外壁タイルの張替え費用として、タイル面の約2割程度分を見込んでいるとのことですが、劣化部の現地調査費用は別途と考えて宜しいでしょうか。	劣化部の現地調査費用は、外壁タイル張替え費用と は別に事業費に見込んでいます。
16	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)	1				陸上競技場	既存の管理棟の更衣室内に風呂がありますが、全国 的にシャワーの利用が多いことから、シャワーのみの 設置としてよろしいでしょうか。	要求水準として浴槽の設置は求めず、シャワーのみとします。
17	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	スタンド上部の屋根について、想定の仕様(素材)があ れば、ご教示ください。	現状の機能と同等以上を想定しています。
18	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)	5				陸上競技場	写真判定機の設置箇所について、想定はありますで しょうか。また、建屋の計画も含むという認識で宜しい でしょうか。	使いやすい位置に設置してください。建屋の計画も本 事業に含みます。

	え水準書に関す 	<u> </u>			1		- I	1	1	I	<u> </u>		<u> </u>
No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	要求水準書に「鉄骨屋根を解体撤去し、屋根を新設すること」との記載がありますが、「鉄骨屋根」とは屋根材+鉄骨トラス梁と考えて宜しいですか。	
20	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	上記建築行為(鉄骨屋根の撤去新設)を行う場合、 確認申請が必要との判断で宜しいですか。	ご理解の通りです。
21	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	既存鉄骨柱および既存の基礎については、存置のままとお考えですか。「鉄骨屋根」の撤去新設により既存構造体(柱・基礎)の構造上安全性が確認できない場合は、屋根材のみ葺替えを行い、既設鉄骨トラスは耐候性塗料等で長寿命化を図り再利用することは可能ですか。	
22	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場		前段については、ご理解の通りですが、JIS等に基づき 適切に設定してください。 後段については、4箇所でなくても構いません。
23	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)						ナイター照明柱の設置場所については、必要照度を 満足していれば、陸上競技場の外部に設置することも 可能と考えて宜しいですか。	
24	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)						長距離競技会の開催を想定してナイター照明柱を設置するようになっていますが、陸上競技以外にサッカー等の球技についても開催を想定されていますか。	現在のところ、陸上競技以外での具体的な大会の実施要望は承っていませんが、実績として夜間用の照明を有する既存の補助競技場において、サッカー等の夜間利用実績はあります。

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
25	要求水準書	37	2	4	4-1	(4) (5)					サッカー場· 庭 球場	サッカーフィールドおよび庭球場の人工芝について、想定されている性能もしくは製品があればご教示ください。	サッカーフィールドは、要求水準書 37頁に記載の仕様同等以上、庭球場は現状以上の仕様を想定していますが、より良い提案を期待します。 庭球場については、日本テニス協会の推奨、日本ソフトテニス連盟の公認する製造業者の製品を使用してください。また、10年以内に国民体育大会のテニス会場において、複数納入実績を有する製品を使用してください。なお、現在の砂入り人工芝の仕様は、超耐久ポリプロピレンスプリットヤーン(厚み19mm)です。
26	要求水準書	38	2	4	4-1	(4)	1				サッカー場	サッカーフィールドのコート整備には、ライン引きも含むと考えて宜しいでしょうか。 また小学生用コートのライン引きも必要でしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段についても、ラインを引いてください。
27	要求水準書	38	2	4	4-1	(4)	3				サッカー場	鋼製ネットフェンスの想定高さをご教示願います。	1.2m程度を想定しています。
28	要求水準書	39	2	4	4-2	(2)	1				野球場東駐車場	更地を臨時駐車場として利用するにあたって砕石敷 等の処理をお考えでしょうか。	砕石敷は想定していませんが、雨水や泥水が整備した駐車場側に流入しないような計画としてください。
29	要求水準書	39	2	4	4-2	(2)					駐車場	照明灯の設置が必要な駐車場は、「①野球場東駐 車場」のみで宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、同項(2)駐車場に示す駐車場整備で、既存の照明灯が整備する駐車場に干渉する場合は、移設等をしてください。だだし、駐車場の出入口等、公園を利用する歩行者に注意が必要な場所には照明灯を適宜設置してください。
30	要求水準書	40	2	4	4-2	(3)					ランニングコース	カラーアスファルト舗装の色の指定があればご教示ください。	暖色系と寒色系の2色を想定しています。
31	要求水準書	40	2	4	4-2	(3)					ランニングコース	ランニングコースに設置するソーラーライトによる足元 灯は、太陽光のみによる稼働で、配線等は不要と考 えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	水準書に関す	り良い	章	1	1-1	(1)	(1)	ア	а	資料	項目名	 質問の内容	回答
32	要求水準書	40	2	4	4-2						マンホールトイレ	マンホールトイレの整備は、上部テント等を含む一式と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	要求水準書	44	3	2	2-3	(1)		カ			業務の要求水準	毎年市に報告する「事業評価報告書」は、P94 1-12 業務報告書の④年間報告書に記載のある「セルフモニタリング報告書」と同じものでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。
34	要求水準書	64	6	1	1-5			ゥ			事業者の収入	選挙等の対応について職員の時間外についても営業 補填の対象外となりますでしょうか?ご教示お願いし ます。	開館時間外についても営業補填は行いません。なお、開票所として利用する場合、条例に定める延長料金以外に市の要望により開館時間外において事業者に施設管理等の業務が発生する場合は市は当該業務にかかる費用を負担します。
35	要求水準書	64	6	1	1-6	(1)					光熱水費	現在の各シセツ毎の実績ご教示お願いします。	修正した資料34をご参照ください。なお、光熱水費に ついては施設毎のデータはありません。
36	要求水準書	64	6	1	1-7						実施体制	現在の人員配置(月・1日)がわかるシフト表を開示いただきたく思います。(氏名以外)	第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて公表する資料44「現指定管理者の業務実施体制」をご参照ください。ただし、現指定管理者は本事業以外にも別の業務を実施していることに留意してください。
37	要求水準書	65	6	1	1-7	(2)			ア		運営業務責任 者	「運営業務の区分ごとに…」とありますが、この区分は <p74 3="" 3-1="" 利用受付業務="" 要求水準="">以 降に記載されている「~業務」(利用受付業務・施設 管理業務・自主事業業務など)の単位との理解でよろ しいでしょうか。</p74>	ご理解の通りです。
38	要求水準書	70	6	1	1-	(7)					雇用	資料43に示す継続雇用希望者を優先的に雇用する 意向はありますが、諸条件については落札者決定後 に行われることから、提案段階で具体的な雇用人数 などを示すことが困難な状況です。公平性の観点か ら、継続雇用に関する事項は落札者決定の評価に影 響しないと理解してよろしいでしょうか。	地元雇用が継続雇用か新規雇用かで評価に差をつけるものではありませんが、評価の考え方については落札者評価基準をご確認ください。

No.	ズ水準書に関す。   書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
39	要求水準書	71	6	2	2-2						開館時間	開館時間とは、開場から閉場までの時間という認識 か、利用が可能な時間という認識かについてご教示く ださい。	開館時間は、開場から閉場までの時間を示しております。
40	要求水準書	71	6	2	2-1						公園の休場日、 本施設の休館 日	両公園はなしとありますが職員の常駐は必要でしょうか?現行についてご教示お願いします。	スポーツ施設の休館日において運営業務については 常駐を求めませんが、イベント開催等の利用状況に応 じて維持管理業務との連携等により適切に公園利用 者へ対応できる体制としてください。なお、維持管理 業務については、要求水準書に関する質問への回答 No.57をご参照ください。
41	要求水準書	75	6	3	3-1	(2)						体育協会所属団体のリストをご提示いただきたく思います。	加盟団体等については周南市体育協会のホームページでご確認ください。 http://www.shunan-taikyo.or.jp/about02
42	要求水準書	76	6	3	3-1	(3)	1	オ			利用料金の徴 収等	将来的にキャッシュレス決済の導入等について検討 することは可能でしょうか?ご教示お願いします。	可能です。
43	要求水準書	77	6	3	3-3	(1)		イ			プール監視業 務	「イ 監理責任者として・・・」と記載がありますが、監 視責任者との認識でよろしいかご教示ください。	プールの監視を監理する者を監理責任者としておいてください。
44	要求水準書	79	6	3	3-4			ウ	е		トレーニンク・エリア運営業務	指導講師の派遣については年間どの程度日数を見 込んでおりますしょうか?ご教示お願いします。	指導講師の派遣日数については事業者提案に委ね ます。
45	要求水準書	80	6	3	3-6	(2)			カ		スポーツ・遊び の教室等実施 業務	体育協会様の実施されるプログラムとの重複を避けるため、事業者の自主事業計画作成前に、体育協会様の予定を開示いただくことは可能でしょうか。 (講師の手配、募集に要する時間の確保のため)	定例会等を通じて、情報共有を行う予定です。
46	要求水準書	81	6	3	3-7	(2)	ウ				広報活動	パンフレット300部については毎年必ず更新という認識 でよろしいでしょうか?ご教示お願いします。	パンフレットの更新はデザインや時点修正等を必要に応じて実施してください。なお、毎年度必ず300部市に提出してください。

No.	マルギョー(関 9 m)   書類名	頁	章	1	1-1	(1)	(1)	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
	要求水準書	83	6	3	3-9						公益財団法人	新水泳場の公認取得の時期について、開業準備期間中や引き渡し前など具体的な時期をお示しいただきたくお願い申し上げます。	新水泳場は施設の供用開始までに公認取得をするものとし、公認取得時期は事業者提案に委ねます。
48	要求水準書	83	6	3	3-10	(1)		ウ			業務内容		前段について、避難所運営に係る経費の算出式(基準)はありません。避難所運営の状況に応じ、避難所 運営にかかる経費について合理的な範囲で市が負担 します。 後段について、避難所運営は原則として市が行いま す。事業者が行う施設の設備機器の運転や光熱水 費等の避難所運営にかかる経費について合理的な 範囲で市は費用を負担します。
49	要求水準書	83	6	3	3- 10	(1)		ウ			業務内容	避難所運営にかかる経費は貴市負担となりますが、 不特定多数の方の避難者受け入れによりトイレの故 障等、帰責者を特定できない損害が生じる可能性が あります。 この場合の負担についての貴市にご負担いただけると の理解でよろしいでしょうか。	原則、市の事由以外の施設の損傷リスクは事業者負担としますが、避難所運営による損傷が明らかな場合は市の負担とします。
50	要求水準書	84	6	3	3- 10	(2)		1			市が行う業務	イ 市が行う業務として、「 c 各スペース等の調整(運営本部、避難・居住・共用スペース、災害用トイレ等)」とありますが、運営開始後早い時期に仮の各スペース等の調整を事業者と協議しておくことは可能でしょうか。 いざという時に事が迅速に運ぶと思います。 ご教示ください。	可能です。
51	要求水準書	85	6	3	3- 11	(1)		ア			付帯事業の考え方	要求水準で整備する施設内に付帯事業施設を設置する場合、付帯事業にかかる施設整備費は、内装工事のみと理解してよろしいでしょうか。	付帯事業実施にあたり施設整備が必要な場合は、独立採算により実施することを前提として、事業者が事業を実施するにあたり必要と判断する工事を行ってください。

No.	水準書に関する	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
52	要求水準書	85	6	3	3- 11	(2)		ウ			飲食提供業務	「自動販売機を設置する場合は、既存施設において 飲料の自動販売機の設置は不可とする。」と記載が ありますが、新水泳場を含む公園整備施設での新設 施設(駐車場等)には事業者主体で設置をしても良い のかご教示ください。	新水泳場及び新水泳場駐車場のみ事業者主体での 自動販売機の設置は可とします。
53	要求水準書	85	6	3	3- 11	(2)		1				キッチンカーを用意する場合、使用料等については現在の「周南市都市公園条例」が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
54	要求水準書	85	6	3	3- 11	(2)		1			飲食提供業務	食べ物の自動販売機の設置することで代替することは可能でしょうか?ご教示お願いします。	通常時は食べ物の自動販売機の設置をすることで代替可能です。大会・イベント時においては、弁当・軽食等の販売やキッチンカーを用意する等の方法で適宜、利用者の利便性を高めるよう飲食を提供してください。
55	要求水準書	88	7	1	1-6	(1)		ウ				体育施設管理士の有するものに監督させ、とありますが、維持管理責任者が保有ということでしょうか?ご教示願いただけますでしょうか?	維持管理責任者以外が体育施設管理士を有することでも可とします。ただし、スポーツ施設維持管理の役割を担う人としてください。
56	要求水準書	88	7	1	1-7	(1)	1				市の負担区分	現指定管理者で行なうべき修繕に関しては2023年3月31日までに実施し、引き渡しをしていただけるという認識でよろしいでしょうか?ご教示いただけますでしょうか?	ご理解の通りです。本事業の開始時に運営に支障を きたす修繕が必要な個所があれば、市の負担で計画 的に修繕を行います。
57	要求水準書	90	7	1	1-8	(1)		ウ			維持管理業務 責任者	維持管理業務責任者は、常駐の必要はないとの理解 で宜しいでしょうか。	維持管理業務責任者は原則常駐としますが、勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の従事職員からあらかじめ責任者代理として定めた人員を配置して、開館時間中は常に配置できる計画としてください。

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	1	ア	а	資料	項目名	質問の内容	回答
58	要求水準書	92	7	1	1- 10	(1)		+			維持管理基本 計画書(運営開 始段階)	長期修繕修繕計画の立案・提出が求められていますが、既存施設に関しては2-2(3)、2-3(3)にて長期修繕計画に沿った修繕について言及されておりません。 また、長期修繕計画に基づく1件500千円を超える修繕に関して市が直接執行するか否か、ご教示ください。	既存施設について、修繕を民間事業者の業務範囲を超えて長期修繕計画に沿って修繕を行うことは求めませんが、長期修繕計画は作成してください。 長期修繕計画に基づき、市が修繕費を負担する修繕は、原則として市が直接執行します。なお、要求水準書に関する質問への回答No.5もご確認ください。
59	要求水準書	93	7	1	1- 11	(1)					施設管理台帳	管理台帳の電子データ化について記載がありますが、 日報など全ての書類に関しては、法令絡みで必要ない書類はデータ化し出来る限り紙ファイルの保管はしない形でよろしいでしょうか?ご教示いただけますでしょうか? (例:日報、点検、月次、年次等)	ご理解の通りですが、データのバックアップシステムの 構築や必要に応じて紙への出力が可能なよう準備し てください。
60	要求水準書	100	7	5								建築物環境衛生管理技術者は非常駐で可、との理 解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	要求水準書	104	7	8	8-3	(6)		ア				文書5行目、6行目に、別途市が専門技術者に委託し、1年に1回の遊具・健康器具等の点検を行うと記載されていますが、委託費も周南市が負担するという認識で間違いないでしょうか?ご教示願いただけますでしょうか?	別途市が専門技術者に委託する遊具・健康器具等の点検費は市が負担します。事業者が行う遊具・健康器具の日常及び2ヶ月に1回以上の定期的な点検は事業者負担とします。
62	要求水準書	105	7	9	9-2	(2)		ウ			次期修繕提案書	4行目に、「組合に提出すること」と記載されていますが、どちらに提出すれば良いのかご教示いただけますでしょうか?	次期修繕計画書は市に提出してください。要求水準書を修正します。

周南緑地整備管理運営事業 (令和4年7月26日公表)

# 落札者決定基準に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	落札者評価 基準	2	1	1							入札価格について、予定価格を超える場合は 失格とありますが、予定価格についての記載が ありません。ご提示をお願いします。	入札説明書に関する質問への回答No.15をご 参照ください。
2	落札者評価 基準	8		5		(4)				地域への貢献	り、越行からの個人並一地元への先注並領と  は直接な1/2  主共/。	銀行からの融資額は地元企業への発注金額に含めないでください。なお、地元金融機関からの融資に当たって金融機関に支払う経費等は、地元企業への発注額に含めてください。

No.	書類名 書類名	 頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	6	3							提案内容に関す る提出書類	構成員、協力企業以外(銀行や業務協力、関心表明先等)については社名を明記して問題ありませんでしょうか。	構成員・協力企業の名称が類推できない限りにおいては、構成員・協力企業以外の業務協力先、関心表明先等を記載してください。
2	様式集	36	3		3					入札辞退届	各社押印者は貴市への登録者名で押印すればよろしいでしょうか。若しくは、登録にかかわらず代表者(社長)名で問題ありませんでしょうか。	各社押印者は、周南市競争入札参加資格者 名簿に登録されている登録者名としてください。 なお、入札説明書の規定により同等の要件を 有することを市が認めている場合、周南市競争 入札参加資格者名簿に登録予定の登録者名 等を記載してください。
3	様式集	37	3		4-1					入札提出届兼誓 約書	各社押印者は貴市への登録者名で押印すればよろしいでしょうか。若しくは、登録にかかわらず代表者(社長)名で問題ありませんでしょうか。	各社押印者は、周南市競争入札参加資格者 名簿に登録されている登録者名としてください。 なお、入札説明書の規定により同等の要件を 有することを市が認めている場合、周南市競争 入札参加資格者名簿に登録予定の登録者名 等を記載してください。
4	様式集	37	3		4-1					入札書提出届兼 誓約書	代表企業のみの提出で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
5	様式集	38	3		4-2					要求水準に関する確認書	代表企業のみの提出で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
6	様式集	40	3		5-1					入札書	本文には「税込」、注記には「税抜き」とあるがどちらに従えばよろしいでしょうか。	「税抜き」の誤記です。様式集を修正します。
7	様式集	46	3		8-1	(1)				施工計画等	記載内容に比べてA4 2枚では少ないように思われます。 A4 3枚に修正いただけないでしょうか	原案の通りとします。
8	様式集	52	3		9-1	(1)				運営基本方針・ 体制・仕組み	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。 A4 2枚に修正いただけないでしょうか	原案の通りとします。

No.	書類名	 頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
9	様式集	58	3		10-1	(2)				維持管理基本方 針・実施体制・仕 組み	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。 A4 2枚に修正いただけないでしょうか	原案の通りとします。
10	様式集	62	3		11-2	(2)				事業計画の確実 性及び安定性	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。 A4 2枚に修正いただけないでしょうか	原案の通りとします。
11	様式集	63	3		11-3	(3)				リスク管理	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。 A4 2枚に修正いただけないでしょうか	原案の通りとします。
12	様式集	64	3		11-4	(4)				地域への貢献	「地元企業とは、市内に本店または本社を有する企業」と記載がありますが、周南市に本店または本社を有する金融機関は1行しかありません。公平性の観点から、資金調達に絡む金融機関との取り引きに関しては地域貢献の対象から外していただけないでしょうか。	原案の通りとします。なお、金融機関からの融資額の多寡は、「地域への貢献」の審査の対象としません。また、落札者決定基準に関する質問への回答No.2をご参照ください。
13	様式集	64	3		11-4	(4)				地域への貢献	周南市に本店または本社を有する金融機関は 1行しかありませんが、民間企業が大株主と なっておりますので、公平性の観点から、資金 調達に絡む金融機関との取り引きに関しては地 域貢献の対象から外していただけないでしょう か。	様式集に関する質問への回答No.12をご参照く ださい。
14	様式集				5-2					入札金額内訳書	得られる収入を事業者の収入することにより、	事業者による選択が可能なよう設定したものです。なお、総事業費は落札者評価基準により 評価し、控除することを必須としていません。
15	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-1では、様式9-11に記載の自主事業収入を控除することになっていますが、様式9-12の自主事業の収支(収入-費用)の誤植でしょうか。	サービス対価D-1は、令和5年度~令和8年度の運営業務及び維持管理業務に要する費用から、利用料金・自主事業収入を踏まえて、控除することとしております。なお、様式集5-2サービス対価D-1の算定根拠を修正します。

No.	書類名	 頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
16	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-1の※印に、付帯事業収入を控除するかについては事業者提案に委ねると記載がありますが、そのように設定された意図をご教示いただけないでしょうか。	様式集に関する質問への回答No.14をご参照く ださい。
17	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-2の※印に、付 帯事業収入を控除するかについては事業者提 案に委ねると記載がありますが、控除の有無に ついては、落札者決定の評価に影響しないとの 理解でよろしいでしょうか。	加点評価において控除の有無そのものは評価 の対象ではありませんが、価格評価において控 除が反映された入札価格について評価しま す。
18	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ⑤サービス対価D-2では、様式9-11に記載の自主事業収入を控除することになっていますが、様式9-12の自主事業の収支(収入-費用)の誤植でしょうか。	サービス対価Dー2は、令和9年度~令和23年度の運営業務及び維持管理業務に要する費用から、利用料金・自主事業収入を踏まえて、控除することとしております。なお、様式集5-2サービス対価D-2の算定根拠を修正します。
19	様式集				5-2					入札金額内訳書	自主事業収入の控除に関して、様式9-12の自主事業の収支(収入-費用)が誤植の場合、費用には、初期投資額も含めるとの理解でよろしいでしょうか。	様式集に関する質問への回答No.18をご参照く ださい。
20	様式集				9-10					利用料金等設定 表	消費税を含めないことと注意書きがありますが、利用料金は利用者への配慮もあり、消費税込みできりの良い数値を設定する可能性があります。その場合は、消費税込みの数値を入力し、合計値から消費税抜きの数値を算出する記載方法でもよろしいでしょうか。	利用料金等の設定については消費税込みで記載することを可とします。なお、税込で記載する場合は税込箇所がわかるように記載してください。
21	様式集				9-11					自主事業収入算 定表	広告料収入を見込む場合は、様式9-11自主 事業収入算定表に記載することでよろしいで しょうか。	ご理解の通りです。

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
22	様式集				10-6					修繕·更新費内	参考として、市の負担想定分を記載する様式になっていますが、参考ということは、落札者決定の評価に影響しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、実施時期や算定の考え方等を適切に記載してください。

周南緑地整備管理運営事業 (令和4年7月26日公表)

# 基本協定書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	条	項	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書(案)	4		6	5							結	「乙が入札説明書等に定める参加資格要件を 欠くに至ったときには、事業契約の仮契約又は 本契約を締結しない」とされていますが、貴市 指名停止等措置要領によると、市工事以外の 施工にあたり「安全管理の措置が不適切であっ たため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生 じさせた場合において、当該事故が重大である と認められるとき」に指名停止が出され、参加 資格を失います。「甲は事業契約の仮契約又 は本契約を締結しないことができる」とあります が、市工事以外の労災事故により指名停止措 置を受けた場合、事業契約の仮契約又は本契 約の締結についてご協議をお願いいただけない でしょうか。	資格要件(共通) 及の 3 人 化 参加者の 参加 資格要件(業務別)」を指しますが、「2 (3)それ ぞれの業種において必要となる市の入札参加 資格を有していること」は入札参加時に入札参 加資格を有していることを指しており、基本協定 締結後に指名停止となることは、本項に該当し

(令和4年7月26日公表)

# 周南緑地整備管理運営事業

No.	美契約書(系)に原 書類名	<b>利する</b>	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	 資料	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書	<b>以</b> の	1	LIN	7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					2311	許認可、届出等	現時点において、市による許認可の取得、届 出等について、事業者が協力する予定がある ものがあれば、ご教示願います。	本事業地の大部分は国有地であり、無償借地契約にて都市公園として整備していますので、一定の設計実施及び施工スケジュールが把握できた段階で、国への届出を提出することとしています。内容としては必要な図面・スケジュール表等の準備を想定しています。また、その他必要に応じて同程度の協力を求める場合があります。
2	事業契約書(案)	55	1		12	4						臨機の措置	「事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市と事業者で協議のうえ、合理的な範囲で市が負担する。」とありますが、合理的な範囲について何らかの基準があるかご教示ください。	措置に要した費用の具体的な内容に応じて判断されますが、社会通念上合理的と思われる 範囲とお考え下さい。
3	事業契約書(案)	6	2		17	2						事業用地の契約不 適合責任	事業用地内に埋設されているオイルタンクに起因して民間提案施設事業に関して生じた増加費用は事業者負担とされています。 民間提案施設は独立採算で行うなど、同施設運営に直接係るリスク等は事業者が負担しており、用地のオイルタンクに起因するリスクを事業者に負担させるのは過度な負担となっており、参加検討の障害となっております。 民間提案施設事業についても、オイルタンクに起因する用地リスクは貴市の負担としていただきたく修正のご検討をお願いいたします。	民間提案施設事業は、提案の有無を任意としており、事業者のリスク負担で実施いただくことを前提にしています。 原案の通りとします。 なお、敷地内の通常の施工においては、オイルタンクに起因する土壌汚染は確認されておりま
4	事業契約書(案)	6	2		17	2						事業用地の契約不 適合責任	オイルタンクからの油漏れに関し、近隣住民等 への説明を要する場合は、貴市にて対応いた だけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業者に対し必要な協力を求める場合があります。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
5	事業契約書(案)	14	4	3	51	2						整備対象施設の引渡し遅延による費用負担	「事業者の責めに帰すべき事由により、整備対象施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して市が負担した増加費用又は損害を負担する『ほか』」とあり、一方で、「この場合において、市に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を市に支払わなければならない」とあります。本項は、事業者に対して、損害賠償等に加えて、別途違約金を課す意図ではないとの理解でよろしいでしょうか。この理解が正しい場合、「当該遅延に起因して市が負担した増加費用又は損害を負担するほか」の記載を削除いただけないでしょうか。	本項は、増加費用又は損害の負担に加えて違 約金を徴収する旨の規定です。「この場合」以 降の記載は、違約金が損害賠償額の予定では ないことを確認するための記載です。 原案の通りとします。
6	事業契約書(案)	15	4	3	52	3						契約不適合責任	整備対象施設又は什器・備品について、契約不適合責任期間が一律で引渡日から「2年」とされていますが、「公共工事標準請負契約約款」第57条第2項及び「民間(七会)連合協定工事請負契約約款」第27条の2第2項の趣旨に鑑み、次のような趣旨の規定となるよう、条項の変更は可能でしょうか。・什器・備品の契約不適合は、原則として引渡時に市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者はその責任を負わない。・引渡時の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。	原案の通りとします。
7	事業契約書(案)	16	4	3	52	11						契約不適合責任	民法第415条第1項但書を踏まえ、「契約不適合が事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、市は損害賠償請求ができない」旨を規定していただくことは可能でしょうか。	

No.	大学的書(条)に 書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
8	事業契約書(案)	20	6	1	69	7						本施設の利用料金の収受		新型コロナウィルスを含めた疫病の蔓延が通常の予見可能な範囲外のものとして不可抗力に該当する場合は、第103条第2項に基づき協議に応じます。
9	事業契約書(案)	20	6	1	70	4						自主事業	「事業者は、自主事業の実施にあたり、他の利用者と同様に本施設にかかる所定の利用料金を負担する」とは、自主事業の実施に際して施設利用料が発生する場合には、その費用を事業者が市に支払うという理解でしょうか。それとも、会計上事業者が利用料金を負担するが、同額を事業者の収入して認識するということでしょうか。	自主事業の実施により発生する利用料金は事業者が負担し、また事業者の収入となります。 会計上の適切な処理をしてください。
10	事業契約書(案)	22	6	2	79	1						本施設損傷時の取 扱い	「本施設利用者以外の第三者による損傷等、 又は帰責者不明の人為的な損傷等について は、本条における不可抗力には含まれない。」 とありますが、帰責者不明の場合の修繕費の 負担及び休業補償はについてはどの様に考え ればよいかご教示ください。	帰責者不明の場合の損害については、事業者の負担とします。なお、施設閉鎖が必要になる 等事業の継続が困難となる場合は協議に応じ ます。
11	事業契約書(案)	22	7		81	1						民間提案施設事業	「事業者は、本事業関連書類に基づき、事業 用地内に民間提案施設を設置し」とあります が、民間提案施設は、民間提案施設企業が、 直接、市と借地契約を締結するという理解でよ ろしいでしょうか。	民間提案施設事業は、都市公園法第5条に基づく設置許可に基づいて実施してください。
12	事業契約書(案)	22	7		81	1						民間提案施設事業	民間提案施設につき、市と事業者が借地契約 を締結する場合、民間提案施設企業に転貸で きるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.11 をご参照ください。
13	事業契約書	22	7		81	1						民間提案施設事業	民間提案施設かかる借地契約をお示しください。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.11 をご参照ください。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
14	事業契約書(案)	25	9	2	87	4						整備対象施設引渡 し前の事業者の責 めに帰すべき事由 による契約解除等	「市は、前項第1号による」とあるのは、「第2項第1号による」の誤植と思われますので修正をお願いいたします。	ご指摘のとおり、事業契約締結時に事業契約 書において修正します。
15	事業契約書(案)	26	9	2	87	5						し前の事業者の責	契約解除時の違約金の算定において、整備対象施設に部分引渡しがある場合は、当該部分引渡し済みの施設に相当する施設整備費は控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	本項は違約金の額を定める規定です。引渡し 済みの施設に該当する施設整備費は控除しま せん。
16	事業契約書(案)	26	9	2	87	9						し前の事業者の責 めに帰すべき事由	契約解除時、整備対象施設の出来形部分を 買い取らない場合について、買い取らないこと に関して合理的な理由がなければ貴市が買い 取るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	事業契約書(案)	26	9	2	88	5							合理的な増加費用及び損害には、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	事業契約書(案)	27	9	2	89	1		(2) (3)					法令変更による契約解除であり、第三者への 株式譲渡または事業譲渡は削除願えないで しょうか。	本条は、事業継続が困難となる場合又は事業 契約履行のために過大な費用を要する場合 に、契約解除以外の選択も可能とする趣旨の 規定です。 原案の通りとします。
19	事業契約書(案)	27	9	2	89	1		(2) (3)				整備対象施設引渡 し前の法令変更に よる契約解除等	仮に法令変更による契約解除で、第三者に株式譲渡または事業譲渡をする場合、市が認める条件の中に譲渡に係る金額ほか事業者の合意が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市が認める条件の中に事業者の合意は必ずしも含みませんが、事業者と協議の上、株式譲渡又は事業契約上の地位譲渡の措置を決定します。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
20	事業契約書(案)	27	9	2	89	3						整備対象施設引渡 し前の法令変更に よる契約解除等	出来形部分に相応する工事費相当額には、既に発注済みの資材等でキャンセル、変更等ができずに事業者負担となる費用等が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲を除いて事業者負担とします。
21	事業契約書(案)	27	9	2	89	4						整備対象施設引渡 し前の法令変更に よる契約解除等	法令変更による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については市の負担として頂けないでしょうか。	法令変更により契約解除に至る場合、第101 条第2項に基づき協議によって費用負担を決 定します。
22	事業契約書(案)	27	9	2	90	1		(2) (3)				整備対象施設引渡 し前の不可抗力に よる契約解除等	不可抗力による契約解除であり、第三者への 株式譲渡または事業譲渡は削除願えないで しょうか。	本条は、事業継続が困難となる場合又は事業 契約履行のために過大な費用を要する場合 に、契約解除以外の選択も可能とする趣旨の 規定です。 原案の通りとします。
23	事業契約書(案)	27	9	2	90	1		(2) (3)				整備対象施設引渡し前の不可抗力による契約解除等	式譲渡または事業譲渡をする場合、市が認め	市が認める条件の中に事業者の合意は必ずしも含みませんが、事業者と協議の上、株式譲渡又は事業契約上の地位譲渡の措置を決定します。
24	事業契約書(案)	27	9	2	90	3						整備対象施設引渡 し前の不可抗力に よる契約解除等	出来形部分に相応する工事費相当額には、既に発注済みの資材等でキャンセル、変更等ができずに事業者負担となる費用等が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲を除いて事業者負担とします。
25	事業契約書(案)	28	9	2	90	4						整備対象施設引渡 し前の不可抗力に よる契約解除等	不可抗力による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については市の負担として頂けないでしょうか。	不可抗力により契約解除に至る場合、第103 条第2項に基づき協議によって費用負担を決 定します。

No.	美学 利害(条)に関する。 書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
26	<b>声</b> 类初处争	30	9	3	92	5					<u></u>	整備対象施設引渡 し以後の市の責め に帰すべき事由に よる契約解除等	合理的な増加費用及び損害には、金融費用も 含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	事業契約書(案)	30	9	3	93	3						整備対象施設引渡 し以後の法令変更 による契約解除等	法令変更による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については市の負担として頂けないでしょうか。	法令変更により契約解除に至る場合、第101 条第2項に基づき協議によって費用負担を決 定します。
28	事業契約書(案)	31	9	3	94	3						整備対象施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等	不可抗力による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については貴市の負担として頂けないでしょうか。	本条は、事業継続が困難となる場合又は事業 契約履行のために過大な費用を要する場合 に、契約解除以外の選択も可能とする趣旨の 規定です。 原案の通りとします。
29	事業契約書(案)	47									別紙4	事業者等が付保する保険	事業者等が付保する保険について記載がありますが、記載の担保リスクをカバーできていれば、それぞれの保険が一緒になっている保険でも問題ありませんでしょうか。	別紙4の付保条件を満たす限りにおいて、保険商品の名称及び内容は事業者の提案に委ねます。
30	事業契約書(案)	47									別紙4	事業者が付保する保険	付保を必要とする保険について、事業者 (SPC)で付保するよりも、各業務実施企業が付 保することで保険料や保険対象の範囲が有利 になる場合があります。 付保を必要とする保険について、各業務実施 企業が付保することでよろしいでしょうか。	事業者が付保する場合と同等の効果が得られる場合は、各業務実施企業が付保することも 認めます。
31	事業契約書(案)	47									別紙4	事業者が付保する保険	各保険の要件に免責額の規定がありませんが、免責額については無しという理解でしょうか。それとも任意の金額を設定可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
32	事業契約書(案)	47					1	3)			別紙4	施設整備業務に係る期間の保険	設計・建設・解体期間中の保険として建設工事保険と普通火災保険が規定されていますが、建設工事保険には普通火災保険の填補内容も含まれていますので、建設工事保険のみを付保することでよろしいでしょうか。	別紙4の付保条件を満たす限りにおいて、保険 商品の名称及び内容は事業者の提案に委ね ます。

Ν	0. 書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	$(\mathcal{P})$	資料	項目名	質問の内容	回答
3	3 事業契約書(案)	49			1						別紙5	保証	本事業契約第52条(第45条において準用される場合を含む。)に基づき事業者が市に対して負う契約不適合責任その他の債務とありますが、「その他の債務」について、第52条に基づく契約不適合責任の他に何を想定されているのかご教示願います。	第52条に基づく債務を包括的に表現する記載です。
3	4 事業契約書(案)	54									別紙9	不可抗力による損害、損失及び費用 の負担割合	により日土事業、竹市事業及び氏间提案施設  事業に関して事業者に損害、損失及び費用が 発生した場合であっても、当該損害、損失費用	自主事業、付帯事業及び民間提案施設事業は、全て事業者のリスク負担において実施していただくものです。ただし、一般の民間事業と同様に休業補償や補助金を受領することを妨げるものではありません。

(令和4年7月26日公表)

# 周南緑地整備管理運営事業

No.	也資料に関する! 書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	条件付一般 競争入札公 告	1	(1)							入札に付す事項	予定価格が事後公表の理由を示してください。	入札説明書に関する質問への回答No.15をご 参照ください。
2	資料1								02	現況インフラ状況図(下水道)	02_現況インフラ状況図(下水道).pdfでは新水 泳場敷地の南西部分しか表示されていませ ん。北東部分(道路切下部付近)の下水本管 埋設状況のわかる台帳をご提示ください。	資料1「現況インフラ状況図」の下水道図面 (追加)をご確認ください。
3	資料1								04	現況インフラ状況 図(工業用水)		
4	資料10									新水泳場の什器	新水泳場は(公財)日本水泳連盟の25m一般プールとしての公認を取得することとなっております。公認プールでは大会等での利用が見込まれます。第2章 3-2(5)②プールエリア 25mプール表中には、「オ スタート台(着脱式)、タッチ版をプールの両側に設置すること。」と記載がありますが、「資料10新水泳場の什器備品参考一覧」にはタッチ版やそれに係る競技用計時計測システムがありません。大会に要する備品等につきましては、高額であり、設置の要否を提案に委ねると積算条件も変わるため、設置の要否や仕様についてお示しいただきたくお願い申し上げます。	プール公認に必要な備品等は、全て本事業にて設置してください。想定する備品は、資料10に追記します。
5	資料20									電気設備現況図	周南緑地全体の高圧電力の繋がりが不明で す。系統図等のご提示をお願いします。	資料45「電気設備高圧受電等系統関係書類」 のとおりです。

No.	型食料に関する第 書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料		質問の内容	回答
6	資料24	5		1		(3)	2			新水泳場	新水泳場の施設利用料金について条例改定 見込額をお示しいただいています。 新水泳場は(公財)日本水泳連盟の25m一般 プールとしての公認を取得することとなっており ます。公認プールでは大会等での利用が見込 まれますが、大会の際に利用する備品類の利 用料金は、プールの専用使用料と別に設定し てもよろしいかご教示ください。	スタート台及びコースロープなど、一般的に競技で用いる備品については専用使用料に含まれるものとします。
7	資料25									ひろしま・やまぐち 公共施設予約 サービス概要	体育協会様の実施されるプログラムとの重複を避けるため、事業者の自主事業計画作成前に、体育協会様の予定を開示いただくことは可能でしょうか。 (講師の手配、募集に要する時間の確保のため)	要求水準書に関する質問への回答No.45をご 参照ください。
8	資料39									民間提案施設事 業設置可能区域 図	赤枠のエリアを拡大して民間提案施設を設置することは可能でしょうか?駐車場用地に設置の場合は別途代替地を確保する認識でよろしいでしょうか?	前段について、原則は不可としますが、提案内容の事前確認時に協議に応じます。 後段について、ご理解の通りです。
9	総合スポーツセンターを除くスポーツ施設各種業務仕様書	15	2							周南市野球場	掻き起し、黒土、アンツーカ土、塩化カルシウム 等これまでの仕様と費用を、ご教示いただけま すでしょうか?	資料46「施設管理に伴う土砂等の仕様・費用 等実績一覧」のとおりです。
10	総合スホーツセンターを除くスホーツ施設各種業務仕様書	19	2							周南庭球場	ミックス土等のこれまでの年間使用量、費用などについて、ご教示いただけますでしょうか?	資料46「施設管理に伴う土砂等の仕様・費用 等実績一覧」のとおりです。
11	総合スポ-ツセンタ-を除くスポ-ツ施設各種業務仕様書	21	2								真砂土等のこれまでの年間使用量、費用などについて、ご教示いただけますでしょうか?	資料46「施設管理に伴う土砂等の仕様・費用 等実績一覧」のとおりです。

	b資料に関する9			1	1	1					T	<u> </u>
No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
12	総合スポーツセンターを除くスポーツ施設各種業務仕様書	22	2							周南市サッカー場 周南市補助サッ カー場 周南市アーチェ リー場	ライン引きの石灰は、有料化し利用者負担の 提案は可能でしょうか?ご教示いただけますで しょうか?	大会利用に際してライン引きの石灰を有料化することは可能ですが、練習で使用する場合は施設使用料に含まれます。なお、実績として、大会等での使用は主催者が持参しています。
13	要求水準書(案)に関する質問書への回答	2		5						災害時の拠点施 設としての機能	令和4年5月31日公表の要求水準書(案)に関する質問書への回答において、No.5回答で「経路の想定は入札公告時に示します。」とありますが、公告時の資料中に見当たりません。再度が回答をお願い申し上げます。	第1回入札説明書等に関する質問への回答と 合わせて資料47「経路想定図」を公表します。
14											管理内の植栽管理について、外部委託か内製 化か、日々何人体制で管理しているかご教示く ださい。	現指定管理者の実績としては外部委託が基本ですが、緊急時などは内製的に作業を行っています。作業工数の実績値については第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて公表する資料48「植栽等管理実績一覧表」をご確認ください。
15											スポーツセンターと野球場の間、テニスコート周辺に民家やマンションがありますが、 騒音や照明の関係で、住民の方々へ配慮が必要な事項がありましたらご教示ください。	野球場は照明や大会時の騒音について、庭球場は早朝からの大会時に騒音についての連絡があったことがあります。
16											既存の屋内施設において、特に老朽化、雨漏り が発生している箇所などあればご教示ください。	第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて公表する資料49「雨漏等状況一覧表」のとおりです。
17											スポーツセンター内メインアリーナ、多目的ホールともにサッカー・フットサルの利用は可能かご 教示ください。	実態として、メインアリーナにおいて、フットサルの大会での利用に限って認めています。なお、利用者がブルーシートで養生すること及び損害保険の加入を条件としています。なお、事業者が適切に管理できる範囲において、メインアリーナ、多目的ホールでのサッカー・フットサルの利用は可能です。

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
18											駐車場の開錠、施錠を毎日行っているかご教示ください。	施錠箇所と施錠の実施状況については資料27 「園地施錠箇所(修正)」をご確認ください。
19											既存従業員の緑地内移動手段として、主となる手段をご教示ください。	現状としては公用車、バイク、自転車、徒歩のいずれかで移動しており、場合によります。
20												総合スポーツセンター、野球場、アーチェリー場、サッカー場横トイレに競技団体の備品保管用のロッカー等の設置を許可してます。また、早朝の使用時に車止めのカギを貸与することもあります。
21											年末年始などの休館日に、慣例として許可している利用があればご教示ください。	周辺で行われる祭礼等で駐車場の使用許可を行っています。
22												現在は総合スポーツセンター、庭球場、陸上 競技場(個人利用のみ)で収納しています。